

令和7年度3月（第12回）雲仙市教育委員会定例会会議録

日 時 令和8年3月26日（木） 10時00分から12時11分
場 所 雲仙市千々石庁舎3階 大会議室
出席者 ・ 大津善信教育長 ・ 江川儀平教育長職務代理者 ・ 進藤梓委員
・ 寺田三千裕委員 ・ 田中恭子委員
・ 事務局（ 本田教育次長、草野総務課長、松田学校教育課長
宮崎生涯学習課長、梶山スポーツ振興課長
総務課藤田課長補佐（書記） ）
欠席者 ・ なし
傍聴者 ・ なし

会議日程

第1 前回会議録承認の件

第2 報告事項

- 1 教育長の報告
- 2 各課の事業等の取組状況及び計画
- 3 各課からの報告

第3 付議事項

- 報告第 7号 臨時代理の報告について（教育委員会事務局職員の人事異動について）
報告第 8号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について「令和7年度一般会計補正予算（第11号）」）
報告第 9号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について「令和8年度一般会計補正予算（第1号）」）
議案第 28号 雲仙市立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程について
議案第 29号 雲仙市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
議案第 30号 雲仙市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について
議案第 31号 雲仙市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について
議案第 32号 雲仙市中学校部活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について
議案第 33号 雲仙市南串山いこいの広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
議案第 34号 雲仙市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第 35号 雲仙市社会教育委員の委嘱について
議案第 36号 雲仙市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第 37号 雲仙市文化会館運営審議会委員の委嘱について
議案第 38号 雲仙市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第 39号 雲仙市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について
議案第 40号 雲仙市スポーツ推進委員の委嘱について
議案第 41号 雲仙市教育振興基本計画（第3期）の策定について

第4 その他

次回雲仙市教育委員会定例会の招集日程について

教育長が令和7年度3月（第12回）雲仙市教育委員会定例会の開会を宣言する。

日程第1 前回会議録承認の件

- ・「前回会議録承認の件」を議題とし、教育長から令和7年度第11回定例会会議録署名委員に進藤委員及び田中委員を指名する。

委員

- ・一部文言の修正をお願いする。

事務局

- ・資料の修正を行う。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから、令和7年度第11回定例会会議録の承認を宣言する。

日程第2 報告事項

1 教育長の報告

- ・教育長が月例報告について、資料により説明・報告を行う。

教育長

- ・特に意見、質問がないことを確認する。

2 各課の事業等の取組状況及び計画

事務局

- ・総務課から資料により説明する。

委員

- ・閉校記念誌は、何部作り、金額はいくらかかったのか。

事務局

- ・部数は600部で、金額は1,034,000円である。1部あたり1,700円強である。

委員

- ・南串第二小学校の体育館は、以前から雨漏り対策工事を何回も行っているが、今回の南串第二小学校屋内運動場天井改修工事は、雨漏り対策の工事なのか。

事務局

- ・雨漏り対策ということではなく、天井部分がえぐれた状態で危険であったため、それを塞ぐ工事を行ったものである。

委員

- ・タブレットの更新は、年間に何台ずつ更新するのか。

事務局

- ・令和7年度から9年度の3か年で更新を計画しており、令和7年度は1,127台を更新した。令和8年度は1,085台、令和9年度は977台を予定している。

教育長

- ・総務課の説明に関し、他に意見、質問がないことを確認する。

事務局

- ・学校教育課から資料により説明する。

委員

- ・退職者辞令交付式の対象者の定年退職部分に「今年度はなし」となっているが、定年退職の年齢は何歳になっているのか。

事務局

- ・今年度と来年度は、62歳となっている。

教育長

- ・学校教育課の説明に関し、他に意見、質問がないことを確認する。

事務局

- ・生涯学習課から資料により説明する。

教育長

- ・生涯学習課の説明に関し、特に意見、質問がないことを確認する。

事務局

- ・スポーツ振興課から資料により説明する。

委員

- ・スポーツ推進委員会の理事会が、「総会前の平日」と記載があるが、総会は4月11日となっているので、理事会は4月10日にあるのか。

事務局

- ・理事会の日程は未定であるが、平日夜間に開催することとしている。その後に総会を開催する予定となっている。総会の日程を先に決定している。

委員

- ・南串中学校の卒業生が、卒業式後に小浜体育館に集まっているようであった。小浜体育館

は、空いていれば事前予約なしに利用できるのか。

事務局

- ・3日前までの使用申請が基本であるが、吾妻体育館や小浜体育館の場合は、券売機が設置されているため、当日空いていれば、券売機で使用料を支払うことで使用できるようになっている。

委員

- ・市長の訓示に関連し、不正が行われている場合などに公益通報をすることができるような仕組みは雲仙市にあるのか。

教育長

- ・公益通報の窓口は人事課にあると思う。第三者委員会の報告書で「組織的・構造的問題だ」と指摘されているため、公益通報制度とは別に、人事課が中心となって、しっかりと体制作りを行っていくのではないかと考える。

教育長

- ・スポーツ振興課の説明に関し、他に意見、質問がないことを確認する。

3 各課からの報告

事務局

- ・教育次長が令和8年第1回雲仙市議会定例会概要について説明する。

委員

- ・和式トイレについて、文科省の資料でも、子どもによっては感染症を心配したり、便座に座ることに抵抗を感じるということで、和式トイレを一定程度残す考え方もあるといったことが書かれていたように記憶している。
- ・学校支援会議を学校運営協議会へ移行すべきだといった意見は出なかったのか。

事務局

- ・学校支援会議の委員は無償のままであるが、学校運営協議会の委員は有償になる。このようなことから、学校支援会議を全ての学校で学校運営協議会へ移行した後に、学校運営協議会の委員を有償化したらどうかといった意見はあった。今後、学校運営協議会への移行を強く働きかけていく予定であると答弁している。

委員

- ・議員の認識として、学校支援会議と学校運営協議会で同じことをやっているとの認識なのか。

事務局

- ・学校支援会議と学校運営協議会でまったく同じではないことを説明している。

教育長

- ・他に意見、質問がないことを確認する。

日程第3 付議事項

報告第7号 臨時代理の報告について（教育委員会事務局職員の人事異動について）

教育長

- ・人事異動の内示が出る前であるため、この報告は取り下げを説明する。

報告第8号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について「令和7年度一般会計補正予算（第11号）」）

報告第9号 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について「令和8年度一般会計補正予算（第1号）」）

事務局

- ・報告第8号と報告第9号は関連するため、併せて報告資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことを確認する。

議案第28号 雲仙市立学校その他の教育機関の長に対する事務委任規程の一部を改正する規程について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・第3条に規定する「校長が不在」とはどういった場合か。例えば、病休、年休とか、一時的にその場にはいないといった場合なのか。

事務局

- ・委員のおっしゃるとおりであり、そういった場合に急を要するときは代決ができるといった規定である。

委員

- ・第3条に副校長の規定を加えた理由としては、現在、雲仙市内では副校長はいないが、学校管理規則上副校長が置けるようになっているため、副校長を置く場合に備えて規定したのか。

事務局

- ・委員のおっしゃるとおりである。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第29号 雲仙市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・承認を得るものとして、第4条に業務量管理・健康確保措置の実施に関することが加わっており、前回の定例会の際に、市が作った実施計画を基に学校が独自で実施計画を作る必要はないということであったが、学校は学校運営協議会で承認を得る必要があるため、どのような形で承認を得るようになるのか。

事務局

- ・学校経営方針等の中に、目標値等を盛り込むようになると考えている。

委員

- ・第8条に規定している「相当と認める者」とあるが、相当という言葉は、「程よくあてはまる」という意味と「いいかげん」という意味がある。地方教育行政の組織及び運営に関する法律にあるように「必要と認める者」とした方がよいと感じる。
- ・改正後の第11条に規定している「非常勤のもの」の「もの」とは何を指すのか。

事務局

- ・具体的に何を指すか不明であるが、人事課の例規担当者から、ひらがなの「もの」で間違いないと伺っている。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第30号 雲仙市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・「道徳」を「特別な教科である道徳」に改め、「外国語活動」を加えるとか、「学校運営協議会」を追加するなど、この改正はなぜ今なのか？

事務局

- ・本来もっと早く改正すべきものであったもので、改正できていなかったものを整理して今回改正するものである。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第31号 雲仙市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第32号 雲仙市中学校部活動費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第33号 雲仙市南串山いこいの広場の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・1月の定例会時には、管理及び運営規則となっていたが、今回は、条例施行規則となっているのはなぜか。

事務局

- ・他の施設の規則名称に合わせたものである。

委員

- ・第2条で休場日となっているが、対象施設が運動場だからなのか。

事務局

- ・委員のおっしゃるとおりである。

委員

- ・第2条で休場日は12月29日から翌年1月3日までとなっており、但し書きでこれを変更し、又は臨時に休場し、もしくは開場することができるとなっているが、こういった意味なのか。

事務局

- ・12月29日から翌年1月3日までの日以外も休場することができるという意味である。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第34号 雲仙市教育支援委員会委員の委嘱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

教育長

- ・特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第35号 雲仙市社会教育委員の委嘱について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・雲仙市社会教育委員条例に、委員の対象者として学校関係者が入るような規定があるのか。

事務局

- ・学校関係者の規定がある。

委員

- ・社会教育委員はどのようなことをやっているのか。

事務局

- ・家庭教育、文化財の関係、市民講座の内容等に対し、ご意見をいただいている。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第 36 号 雲仙市公民館運営審議会委員の委嘱について

事務局

- ・ 議案資料により説明する。

教育長

- ・ 特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第 37 号 雲仙市文化会館運営審議委員会委員の委嘱について

事務局

- ・ 議案資料により説明する。

教育長

- ・ 特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第 38 号 雲仙市文化財保護審議会委員の委嘱について

事務局

- ・ 議案資料により説明する。

教育長

- ・ 特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第 39 号 雲仙市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

事務局

- ・ 議案資料により説明する。

教育長

- ・ 特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第 40 号 雲仙市スポーツ推進委員の委嘱について

事務局

- ・ 議案資料により説明する。

教育長

- ・ 特に意見、質問がないことから承認を宣言する。

議案第41号 雲仙市教育振興基本計画（第3期）の策定について

事務局

- ・議案資料により説明する。

委員

- ・次回の策定に向けて、教育振興基本計画検討委員会の役割を明確にしていきたい。
- ・こういった計画などの審議に時間がかかるような議題の場合には、時間をかけて審議できるようにしていきたい。

教育長

- ・余裕をもった審議日程や資料の事前配布など取り組んでまいりたい。

教育長

- ・他に意見、質問がないことから承認を宣言する。

日程第4 その他

事務局

- ・次回、雲仙市教育委員会定例会の招集日程について、令和8年4月27日（月）午後2時から開催することを確認する。

教育長

- ・他に意見、質問、報告等がないことを確認し、令和7年度3月（第12回）雲仙市教育委員会定例会の閉会を宣言する。